

令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

高額療養費制度の見直しに係るQ & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の限度区分はどのように確認できますか？

A. どの限度区分に該当するかは、マイナポータル又は限度区分が併記された資格確認書でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 支給の対象となった場合、申請のご案内をお送りしますので、お住まいの市町村担当窓口で申請してください。一度申請されると、2回目以降の申請の必要はありません。

また、マイナ保険証または限度区分が併記された資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、1医療機関ごとの一部負担金が自己負担限度額までとなります。なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、広域連合から還付します。



今回の見直し等に関する厚生労働省コールセンター

☎0120-617-111

対応時間：月曜日～土曜日

9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

運用期間：令和8年7月～令和9年3月

令和8年8月から 新たに年間上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、広域連合から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします。

*自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月まで）

負担割合	限度区分 (所得区分)	自己負担限度額（月額）		自己負担限度額 (年額・世帯ごと)
		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ	270,300円＋ (医療費の総額－901,000円) × 1％ [140,100円] ※1		1,680,000円
	現役並み所得Ⅱ	179,100円＋ (医療費の総額－597,000円) × 1％ [93,000円] ※1		1,110,000円
	現役並み所得Ⅰ	85,800円＋ (医療費の総額－286,000円) × 1％ [44,400円] ※1		530,000円
2割	一般Ⅱ	22,000円 ※2	61,500円 [44,400円] ※1	
1割	一般Ⅰ			410,000円
	低所得Ⅱ	11,000円 ※3	25,700円 [24,600円] ※1	290,000円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,700円	180,000円

※1：後期高齢者医療保険に加入後、過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降の自己負担限度額です。
(前医療保険分を通算することはできません。)

※2：外来のみの自己負担限度額（年額）は216,000円です。

※3：外来のみの自己負担限度額（年額）は96,000円です。